平成２３年（フ）第２７４号
三重県四日市市大字塩浜171番地１、前住所津市城山１丁目18番13号
債務者　中西　清志
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
滋賀県愛知郡愛荘町長野1088番地13
債務者　上田美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４１７号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目55番地の５
債務者　宮本　勝美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目５番18号
債務者　山本真知子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３３号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目11番13号　高谷文化107号
債務者　植中　武夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５３号
兵庫県芦屋市上宮川町10番１―601号、前住所兵庫県芦屋市船戸町11番17―201号
債務者　椿本喜佐子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９７７号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目19番地の32
債務者　関根　秀喜
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１００７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番25号
債務者　飼田　照夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１００８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番25号
債務者　飼田　明子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１００９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目11番25号
債務者　飼田　啓子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６０号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目22番35号
債務者　佐々木純子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７２号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目19番22―703号
債務者　田中かなえ
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県たつの市御津町苅屋65番地１
債務者　河原　直美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１００号
鳥取県米子市大崎2275番地144市住58Ｒ―１―202号
債務者　児玉　知子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８０号
鳥取県米子市夜見町3061番地５
債務者　和田　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８７号
鳥取県米子市冨士見町103番地４
債務者　渡邊　紀行
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９６号
鳥取県米子市橋本414番地
債務者　須山　明美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８８号
広島県呉市阿賀中央２丁目４番11号
債務者　原　望耶子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所呉支部